

第2章 貸付申込み

修学資金の貸付申込みは、養成施設を通じて行います。養成施設は、学生からの貸付申込みがあった場合は、推薦状を作成し、申込者名簿を添付して横浜市社協に提出してください。

1. 申込書類

(1) 申込書類の配布・受付

横浜市社会福祉協議会 施設福祉課
〒231-8482 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター7階
電話 045-201-2219

※指定様式は、本会ホームページからダウンロードいただけます。

(2) 申込書類の作成・提出期限等

① 申込書類

申込書類	提出が必要な方
1. 保育士修学資金貸付申込書（様式第1号）	申込者
2. 個人情報の取扱いについて（様式第17号）	申込者
3. 前年の収入を証明する書類 ^{※3} 生計を一にする世帯の主たる生計維持者（扶養者）の前年の収入合計額を証明する書類であって以下のうちいずれか ① 源泉徴収票 ② 確定申告書（第1、2表の写し、税務署印のあるもの。e-Taxの場合は、受付日時が印字されたものまたは、受信通知を添付） ③ 課税・非課税証明書	申込者または扶養者 ^{※4} 、 連帯保証人 ^{※4}
4. 離職して2年以内であることを証明する書類 ・雇用被保険者離職証明書 ・離職先の会社等が発行した離職証明書等	中高年離職者
5. 推薦状（様式第2号） ^{※5}	養成施設
6. 借入希望金額の積算について（確認表） ^{※5}	養成施設

※3 申込み時期により、最新のものを出してください。

※4 「世帯の主たる生計維持者」が「扶養者」と異なる場合は、扶養者と主たる生計維持者の2名分の証明書を提出してください。「扶養者」と「連帯保証人」が同一の場合は、1通で結構です。

※5 書き方の詳細は、第2章の4をご確認ください。② 申込書類作成上の注意点

ア 文字を訂正する際は、修正テープを使用せず、訂正箇所を二重線で消し訂正印（印鑑＝実印）を押し、書き直してください。

イ 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付けの可否を決定することができませんのでご注意ください。

ウ 申込書の「親権者又は未成年後見人」欄は、法定代理人が複数名いる場合は、全員分の情報が必要です。

エ 署名欄等については、各該当者ご自身による署名捺印が必要です。

③ 申込み期間

以下の期間内で申込みを受け付けます。

春入学 ≪一次受付≫ 4月1日～6月30日 必着

≪二次受付≫ 10月1日～12月31日^{※6} 必着

秋入学 ≪一次受付≫ 10月1日～12月31日^{※6} 必着

≪二次受付≫ 4月1日～6月30日 必着

（※6 二次受付分と秋入学者一次受付分は各月末に締切、翌月に審査）

※申込締切日が休日の場合は、翌営業日を締切り日とします。

※年度の貸付予定枠を超えた時点で、受付を終了します。本会ホームページ上に掲載しますが、ご心配な場合はお問い合わせください。

※年度を跨いで廻りの申込みはできません。

2. 申込みにあたっての留意点

(1) 貸付対象

ア 申請者の家庭の経済状況

申込者と生計を一にする世帯の主たる生計維持者（扶養者）の前年収入合計額が次の基準以下である必要があります。

生計を一にする ^{※7} 人数	給与所得者	給与所得者以外
3人以下	815万円	383万円
4人	871万円	439万円
5人以上	1,098万円	666万円

※7「生計を一にする」とは、主たる生計維持者の得た収入で生活をしている状態を指します。

- ・申込者が親又は配偶者等と同居していても、申込者に収入があつて、明らかにお互いが独立した生活を営んでいる場合は、生計を一にすることにはなりません。
- ・また、家族と別居していても、主たる生計維持者の扶養に入っており、経済的に援助を受けている場合は、生計を一にする家族となります。

イ 中高年離職者の取扱い

- ① 申込者が養成施設入学時点で45歳以上、かつ離職して2年以内の場合は、中高年離職者として扱います。
- ② 返還免除にかかる従事期間が3年間となります。
- ③ 貸付決定した後に、中高年離職者として申告いただいても承認いたしません。

ウ その他

申込者は、施設等における定年年齢として定められていることが多い65歳までに保育士業務への従事による返還免除を受けられることが望ましいとしています。

(2) 貸付金額と貸付期間

- ① 貸付金額は、千円単位の申込みとします。
- ② 授業料減免を利用する申込者は、最終学年時にかかる費用から減免額を差し引いたのちも、自己負担額が生じる範囲内で上記貸付金額を申込みことができます。（第2章の6参照）
- ③ 受付期間であれば、当該年度の4月に遡及して申込みができます。

(3) 連帯保証人

以下の要件を満たす者を連帯保証人として1名立ててください。

ア 連帯保証人の要件

- ① 独立の生計を営む成年者（日本国内に居住し、20歳以上65歳未満）であること
 - ・国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けていない
 - ・現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給していない
- ② この修学資金について、他に保証していないこと

イ 申込者の親を連帯保証人に立てる場合は、主たる生計維持者を連帯保証人として立てていただくことが望ましいです。

ウ 外国籍の場合は、在留資格が「永住者」である者

3. 他の制度との併用について

以下のとおりです。なお、利用している他制度については、申込書に漏れなく記入いただくようご指導ください。

- (1) 他の都道府県及び政令指定都市が実施する保育士修学資金
併用できません。
- (2) 日本学生支援機構・日本政策金融公庫
併用が可能です。ただし、授業料減免の支援対象者は、貸付金額に制限があります。
- (3) 母子父子寡婦福祉資金
併用が可能です。ただし、資金の種類や、他からの借入資金の状況によっては貸付けが制限される場合があります。詳しくは居住する区の区役所（福祉保健センター）こども家庭支援課にご相談ください。
- (4) 生活福祉資金（教育資金等）
原則、他制度優先のため併用できません。ただし、既に同目的の資金を借り入れている場合は、生活福祉資金の借入期間を停止し、同時期の借り入れとならないよう手続きをとる場合において、本修学資金を申請することができます。また用途の異なる費用が必要な場合等は、居住する区の区社会福祉協議会にご相談ください。

4. 申込者の推薦及び推薦状の作成、並びに授業料減免利用者に係る書類の作成

- (1) 推薦状
 - ① 修学生としての適格性を判断するため、養成施設より推薦状を提出していただきます。
 - ② 推薦状の作成は養成施設の長が行い、必ず養成施設としての「推薦理由」をご記入ください。
 - ③ 推薦理由の内容は、
 - ・保育士として横浜市内の保育所等で保育士業務に5年以上継続して従事する意思を有することを確認していること
 - ・養成施設における試験結果等を参考にした学業成績が優秀であること等をご記入ください。
 - ④ 上記③のほか、在学中に留年期間がある、家庭内の経済状況がひっ迫している、未成年者であるが親権者とは別居している等、申込者について特筆すべき事柄については、その理由・状況をご記入ください。
 - ⑤ 推薦内容を別紙にて提出する場合は、養成施設名、記入者の所属・氏名、作成日を明記してください。
- (2) 借入希望金額の積算について（確認表）
 - ① 授業料減免の支援対象者が申込み場合は、年間のかかる費用から減免額を差し引いた額の範囲内（上限月額5万円/年60万円）の借入期間で申込み可能です。
 - ② 就学時にかかる費用、入学金及び授業料減免の決定内容をご記入ください。
 - ③ なお、学納金（授業料等）だけでなく、その他修学にかかる費用についても記入する箇所がありますので、申込者に聞き取りの上、必要経費をご記入ください。

5. 申込書類の受付・確認

養成施設で申込書類を受付け、以下の確認を行い、必要書類を添付して横浜市社協にご送付ください。

- (1) 必要な書類が添付されているかをご確認ください。その他、特別な書類が添付されていた場合は、事前に横浜市社協までご連絡ください。
- (2) 申込書に記入ミス、記入漏れがないかをご確認ください。
- (3) 申込者ごとに「推薦状」及び授業料減免の支援対象者には「借入希望金額の積算について」を作成し、根拠となる決定通知書等を添付してください。
- (4) 養成施設で申込みを取りまとめ、「申込者名簿」を添えて横浜市社協へ提出してください。